

令和5年3月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月13日(月曜日) 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 (欠席) 6番 (欠席)
7番 石井由美子 8番 (欠席) 9番 湯浅 定夫
10番 (欠席) 11番 松方 洋一 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請について
議案第5号 非農地証明願いについて
議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自ら農業用施設用地
とする届け出について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹(統括) 梅木 嘉子
主査 渡邊 智美 主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要 事務局</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それでは、ただ今より令和5年3月定例総会を開催します。 これまで、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、消毒・検温・マスクの着用をお願いしてきましたが、マスクの着用につきましては、国からの通知で、本日から個人の判断に委ねることを基本とすることになりました。 玖珠町役場の方針としましては、来庁者に対して、屋内において、隣の人と2メートルの間隔がとれない場合はマスクを推奨することとなっておりますので、定例会中のマスク着用については引き続きご協力をお願いします。 検温につきましては、役場入口にある検温機で各自ご確認ください。 本日、定例会後に 大分県からの説明会を行いますので、ご参加よろしくをお願いします。 それでは、着席して進めさせていただきます。 では、会長、あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、会を進めさせていただきます。 農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、3番委員、4番委員よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を願います。</p>

1 番委員	<p>続いて、番号2の調査結果を報告します。2月26日、申請者の〇〇さん、〇〇推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、国道210号線の〇〇〇〇〇〇から〇に500mほどの地点です。稲作を中心とした譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は、荒廃していますが、稲作をする予定です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が〇〇市と〇〇県に居住しており、管理ができないという理由です。譲受人は約80a耕作しており、申請地は、自宅前に位置しています。農機具もトラクターなどがあり、農業従事者は本人だけですが、問題ありません。</p>
4 番委員	<p>番号3の調査結果を報告します。3月3日、申請者の〇〇さん親子、推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、〇〇です。国道210号線の〇〇〇〇〇〇の所から1kmほど入ったところに位置しています。今回の案件は、親子間での生前贈与です。全部で16筆となりますが、問題はないと思います。</p>
推進委員	<p>息子さんがしっかりしているので、大丈夫だと思います。</p>
5 番委員	<p>番号4の調査結果を報告します。2月27日、申請者の〇さん、〇〇さんと推進委員と現地立会いを行いました。土地の所在は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の間にある田で、今も〇〇さんが稲を耕作しています。売買による有償移転です。稲作を中心とした譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で、稲を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転です。〇〇さんは〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇という農業法人をしています。苗から収穫、精米までしております。そこの息子さんが譲受人となります。取得後の耕作に問題はありません。</p>
推進委員	<p>譲受人は現地周辺も耕作しており、問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明します。</p> <p>番号1、大字戸畑字小麦川野〇〇〇〇番1筆で、登記簿地目は田、面積は、380㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的・理由ですが、令和4年に農業用倉庫を建築した際に、200㎡未満の農業用施設としていたが、転用面積が200㎡を超えたためです。今回の転用申請は、追認となります。</p> <p>番号2、大字戸畑字村下〇〇〇〇番〇外1筆、合計面積は564㎡です。申請者は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。転用目的・理由ですが、昭和45年頃から自宅横の敷地として利用していたため、今回の申請となりました。今回の転用申請は、追認となります。</p> <p>担当委員は、1番2番ともに、4番委員です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1、2を4番委員、お願いします。</p>
4番委員	<p>番号1の調査結果を報告します。3月3日、申請者の〇〇さんと推進委員、事務局と現地の確認をしました。土地の所在は、北山田の〇〇〇〇です。2a未満の農業用施設の届出がありましたが、耕作すべき部分も農機具等が踏み固めてしまい、農地として使うには困難になってしまいました。周辺の、下の農地も自分の土地です。始末書を添付しています。追認ということですが、よろしく願います。</p> <p>番号2の調査結果を報告します。3月3日、申請者の〇〇さん、推進委員、事務局と現地の確認をしました。土地の所在は、北山田の〇〇〇で、公民館から下に降りたところになります。現状は、宅地と駐車場です。始末書を添付しています。追認ということですが、よろしく願います。</p>
推進委員	<p>番号2は、場所も狭いところで問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

事務局	<p>議案について、補足を行います。番号1の農地区分は、農用地区域内にある農地で、農振の用途を農業用施設に変更申請を行っています。番号2の農地区分は、第2種農地となります。おおよそ8haほどの集団の中にある農地となります。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。 議案第2、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてと、関連案件になりますので、合わせて審議を行います。 それでは、議案第3号と議案第4号の説明を、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について及び、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請をあわせてご説明いたします。 はじめに、土地の所在等について説明します。場所は、大字塚脇梅迫〇〇〇番〇、地目は田で、面積は314㎡です。当該地は、昭和53年6月1日付で、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇〇〇さんで、大分県が農地法5条の転用許可を出していました。〇〇〇〇さんから2回の相続を経て孫にあたる〇〇〇〇さんが、今回譲渡人となり、譲受人の〇〇〇〇さんが転用を行うものです。昭和53年の転用許可を受けてから、約45年間経過しておりますが、当時の転用目的が不明なまま、孫の〇〇さんが相続だけをしているという状態です。 一方で、当時の転用許可は有効のため、事業計画変更という形で、〇〇さんが、転用を行うということになります。転用の目的及び理由は、賃貸住宅1棟を建築するためです。担当委員は、2番委員になります。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>それでは担当委員の説明ですが、番号1を2番委員、お願いします。</p>
2番委員	<p>それでは番号1の調査結果を報告します。3月7日、申請者の〇〇さんと推進委員、事務局と現地の確認を行いました。土地の所在は、〇〇〇〇裏側入り口から30mほど進んだところに位置しています。現在は畑として使っております。貸家と建てるということで、許可後12月までに完成させるという計画です。</p>
7番委員	<p>事業計画の変更とは。</p>
事務局	<p>事業計画の変更ということですが、通常の5条申請と同様の審査をお願いします。写真のとおり、現在はきれいに畑として使っています。農地として所有権移転ができるのではと思えるのですが、過去に転用許可を受けているため、転用目的を実行しないと地目変更及び所有権移転ができません。許可を取り消すと、元々の所有者に名義を戻さないといけないので、すでに当時の関係者は亡くなっているため、それも難しく、今の所有者か違う人が転用目的をもって、転用をしないと地目変更や所有権移転ができません。今回、隣でアパートを経営し、畑を借りている申請者が貸家を作るとして、申請を出しました。ここは、用途地域内のため、第3種農地となっています。</p>
4番委員	<p>追認とは違うのですか。</p>
事務局	<p>追認ではないです。</p> <p>何か月前の定例会でも同じように事業計画変更がありました。</p>
7番委員	<p>昔、許可は受けていたが、当時の許可目的が不明で、今回新たに許可目的を持って、申請があったということですね。</p>
推進委員	<p>〇〇〇〇の裏あたりもどンドン家が建っているの、そういう場所になってきているのでしょうか。</p>
6番委員	<p>許可に時効はないのですか。</p>

事務局	<p>現在の農地法以降の、過去の許可書の写しなどを保管しています。昔の許可書には目的の記載がなく、用途は交付簿にしか記載がありません。この年代はその用途の記載もありません。県も当時の資料がないため、目的不明でよいと確認しています。</p> <p>航空写真を見ていただくと、今日の場所以外で、番地の形があるところが農地として残っている部分でした。ただ、それも過去に許可を取っており、最近宅地にどんどん変わっています。許可自体には時効はありませんので、許可書を持っていれば使用できますし、許可書を紛失したのであれば、家が建っていれば非農地証明願いで対応しています。</p>
4 番委員	<p>転用が無効になることがあるのですか。</p>
事務局	<p>無効というのはよっぽどの時でないといけません。平成21年頃からは、転用目的が達成されたことを書面で報告してもらっています。農業委員会と県で完了まで把握をしています。それ以前についてはこのような案件が出てきます。</p>
議長	<p>その他、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について及び議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号・4号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第5号、非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1番、大字日出生字高畑〇〇〇〇番で、登記簿地目は田で、現況は山林です。面積は923㎡です。土地の所有者は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。担当委員は、7番会長です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、</p>

7 番委員	<p>番号 1 を私が説明します。</p> <p>番号 1 の調査結果を報告します。2 月 1 7 日、〇〇さんの息子さんと、推進委員、事務局と現地の確認を行いました。土地の所在は、日出生〇〇〇から〇〇に抜ける道の旧道沿いになります。登記簿は田ですが、現状は山林です。これは、平成元年に転用許可を受けて、地目変更をしていなかったということです。クヌギを植えており、2 回ほど伐採しているようでした。</p>
推進委員	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第 5 号、非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p> <p>次に、議案第 6 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてです。</p> <p>農業委員会では、毎年 1 回農地パトロールを実施しています。今回判断する件については、現在農地パトロールで B 判定された農地で、耕作不能な農地にあたります。</p> <p>番号 1、大字山浦字大原野〇〇〇〇番〇〇〇〇で、面積は、1, 0 7 7 m²です。所有者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。担当委員は、6 番副会長になります。</p> <p>番号 2、大字四日市字土蔵〇〇〇〇番で、面積は 5 5 2 m²です。所有者は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。担当委員は、4 番委員になります。</p> <p>番号 3、大字太田字志津里〇〇〇〇番〇で、面積は 3 8 8 m²です。所有者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。担当委員は、5 番委員になります。</p>

議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
事務局	補足説明を行います（以下、説明省略）。今回ののは、取り急ぎ行った分になりますが、この周辺にも多くのB判定した非農地があります。筆数が多いため、非農地判断が間に合っていない状況です。ただ、最近も国のほうからB判定された農地はその年内に非農地判断しなさいとの通知が来ています。今後もこのような判断を随時行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	その他、質疑はありませんか。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第6号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第6号について、原案のとおり決定し、所有者に対して非農地通知書を送付します。
議長	次に、議案第7号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	別冊の議案第7号の最後のページをご覧ください。利用権の設定です。 新規の設定ですが、 3年未満の合計件数が3件で、合計面積4,424㎡です。 3年から5年の合計件数が7件で、合計面積40,339.99㎡です。 6年から9年の合計件数が1件で、面積1,431㎡です。 10年以上の合計件数が3件で、合計面積6,810㎡ 所有権移転が1件で、面積2,125㎡です。 以上 合計件数14件、合計面積55,129.99㎡です。 以上です。
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手

農業委員	をお願いします。
議長	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成です。議案第7号については、原案どおり承認します。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届出が1件、提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が2件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第18条合意解約通知書が7件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第4号、農地所有適格法人要件確認書について、ご説明します。農事組合法人〇〇〇〇代表理事〇〇〇〇さんは、要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	<p>無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。</p> <p>(省略)</p>
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会3月定例総会を閉会します。